

無人航空機による情報収集等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ドローンワークス（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する無人航空機による情報収集等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（位置づけ）

第2条 甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、甲の要請により、甲が指定する場所において、別途「無人航空機による情報収集等に関する協定」実施細目（以下「実施細目」という。）に定める方法により、乙が無人航空機による空撮を行うことをいう。

（実施条件）

第3条 乙は、実施細目に定める協力業務の実施条件を満たし、かつ無人航空機の安全な飛行が可能と乙が判断した場合に限り、協力業務を実施するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、協力業務の要請を行うことができるものとする。

2 前項の要請は、原則として協力業務要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（業務履行）

第5条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、要請から2日以内に協力業務に応えるものとする。

2 乙は、甲からの要請に応じた後においても、乙がやむを得ないと判断した場合には、協力業務を中断することができる。なお、協力業務を中断した場合には、甲へ通知するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条第1項に基づく甲の要請に協力したときは、協力業務報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（第三者の従事）

第7条 乙は、甲の承諾を得た上で、本協定に基づく協力業務の全部又は一部を乙以外の第三者に従事させることができるものとする。

（費用負担）

第8条 本協定により乙が実施した協力業務の費用については、実施細目に定めるとおりとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって、本協定に基づく協力業務をその本旨に従って遂行しないとき、又は本協定に基づく協力業務に瑕疵があったときは、これによって甲に生じた損害をこれらの要件(損害額を含む。)が客観的に証明された場合に限り、実施細目に定めるとおり賠償するものとする。ただし、身体及び財物上の損害以外については損害賠償義務を負わない。

2 甲は前項の損害が生じた場合は、速やかに書面をもって乙に通知するものとする。

(免責)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、乙は、次の各号の損害については、一切の責任を負わない。

(1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な感染症、伝染病その他の不可抗力の事態に起因する損害

(2) 甲がデータを第三者に提供又は開示したことにより生じた損害

(3) その他甲の責めに帰すべき事由によって生じた損害

(防災訓練等への参加)

第12条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。なお、費用については、実施細目に定めるとおりとする。

(権利の帰属)

第13条 協力業務により撮影した画像の著作権、所有権その他一切の権利は乙に帰属する。ただし、記録媒体の所有権は甲に帰属する。

2 乙は、甲に対して提供したデータの使用を許諾する。ただし、甲は乙の許可無く第三者に提供又は開示をしないものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、令和2年11月11日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第15条 乙は、無人航空機による情報収集活動にあたり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年8月7日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 斉藤 猛

乙 和歌山県新宮市三輪崎1147

株式会社ドローンワークス

代表取締役 喜多 浩志